

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本事業は、令和8年度予算に係る事業であることから、本入札に係る落札及び契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務
- (2) 対象工場 仕様書による
- (3) 履行期限 令和9年3月15日（月）
- (4) 業務方法等 仕様書による

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) フェロモントラップを用いた害虫の発生の有無に関する調査を業務の一部として行っていること。

3 入札方法

仕様書の別紙に定める対象精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査開始後1週間に要する経費（報告書の作成経費及びフェロモントラップ調達経費を含む。）を入札するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書、入札心得、仕様書及び契約書（案）を交付する場所及び日時

- (1) 場 所
 - ①農林水産省農産局農産政策部企画課戦略的輸出事業者対策班
（本館2階ドア番号：本267）
 - ②農林水産省農産局のウェブサイト
（入札公告等の情報（米麦の役務等関係））
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/ekimu/index.html>
 - ③調達ポータル 웹사이트의 웹사이트（調達情報の検索）
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>
※ なお、調達ポータルを利用する場合は、以下のウェブサイトから事前に利用者登録をする必要があります。
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- (2) 期 間 令和8年3月4日（水）～ 令和8年3月19日（木）
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）
午前10時00分～午後5時00分

※交付場所にて入札説明書の交付を希望する者においては、交付を希望する日時を

事前に連絡するものとする。

5 提出書類の提出場所及び提出期限

- (1) 提出書類 入札説明書のとおり。
- (2) 提出場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農産局農産政策部企画課戦略的輸出事業者対策班
(本館2階ドア番号：本267)
- (3) 提出期限 令和8年3月19日(木) 午後5時00分まで
- (4) 提出方法 原則、書留等配達記録が確実に残る方法による郵送等で、提出期限までに必着させること。ただし、郵送等によることが困難な場合は、予め連絡した上で持参すること。

6 提出書類の審査

支出負担行為担当官は5(1)に定める提出書類を審査し、2に定める事項を満たした者を最終的に当該競争入札に参加させる。

7 入札執行の場所及び日時並びに入札書の提出方法

- (1) 場 所 農林水産省第5会議室
(別館2階ドア番号：207)
- (2) 日 時 令和8年3月23日(月) 10時00分
- (3) 提出期限・場所 5と同様とする。
- (4) 提出方法 5と同様とする。

8 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格を有しない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

予決令第77条第2号及び第100条の3第3号の規定に基づき、免除する。

10 落札者の決定方法

仕様書の別紙に定める対象精米工場ごとに、予決令第79条の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載なき事項は、入札説明書及び入札心得による。

以上公告する。

令和8年3月4日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/index.html>)を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。